

東京都 地域の底力発展事業助成

ご案内

(ガイドライン・事例集)

令和7年2月作成版



目次 contents

令和 7 年度の主な変更点	重要	1
① 地域の底力発展事業助成とは？		1
② 申請できる団体は？		1
③ 助成の対象となる事業は？		2
④ 助成の対象とならない事業ってあるの？		5
⑤ 助成金額はどのくらいなの？		6
⑥ どんな経費が助成の対象となるの？		8
⑦ いつ申請できるの？		10
⑧ 助成金交付までの流れは？		10
⑨ 申請方法は？		12
⑩ 事業完了後の手続は？	重要	13
⑪ 事業実施にあたり注意すべきこと	重要	13
⑫ どんな領収書・受領書を提出するの？		14



⑬ 事例集	16
(1) 分梅町自治会連合会（府中市）	17
防災・節電・交流イベント／ 防災訓練を兼ねた SDGs クリーン納涼盆踊り大会の開催	
(2) 高瀬住宅自治会（町田市）	19
防災／高ヶ坂「防災フェスタ」	
(3) 東上野六丁目南町会（台東区）	21
子ども・若者育成支援／六南こどもまつり	
(4) 馬込三本松町会（大田区）	23
高齢者等の見守り活動／ こどもと高齢者の居場所づくり事業	
(5) 桐ヶ丘地区自治会連合会（北区）	25
加入促進・多文化共生社会づくり／ 広報誌による加入促進及び多文化共生社会づくり事業	
(6) THE TOKYO TOWERS 自治会（中央区）	27
デジタル活用・防災／ Enjoy! デジタルライフ	



重要 令和7年度の主な変更点は以下のとおりです。詳細はホームページでご確認ください。

- (1) 申請方法を変更します。
 - ①申請書類案の提出を廃止します。(申請期間内に原本を提出) → 10・11 ページ参照
 - ②オンライン申請が可能になります。
 - (2) 各回の申請スケジュールを変更します。→ 10 ページ参照
 - (3) 対象経費の基準などについて変更します。→ 8・9 ページ参照
 - ①食品を提供する場合の食材費の上限を一人当たり税抜 500 円から 700 円に変更
 - ②謝礼金、委託料、レンタル・リース料、工事費の上限を助成対象経費の 5 割から総事業費の 5 割に、景品（物品購入費）の上限を助成対象経費の 3 割から総事業費の 3 割に変更
 - (4) 申請様式を変更します。(自由記述欄の一部を選択式に変更等)
- ※申請様式は、ホームページから入手をお願いします。

1 地域の底力発展事業助成とは？

地域の課題や住民のニーズが多様化する中、行政だけではなく多様な主体（町会・自治会・企業・NPOなど）が連携し、公共的な課題を解決していくことが求められています。

この「地域の底力発展事業助成」では、地域において多様な主体が連携し、積極的に課題を解決していく力を「**地域力**」と呼んでいます。

東京都は、地域活動の担い手である町会・自治会の皆さんが行う**地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業**に対して、助成を行っています。

2 申請できる団体は？

東京都内に所在する、**区市町村において町会・自治会として登録・把握されている団体**です。

マンションの管理組合やまちづくり協議会、防災会、町会・自治会・学校・企業等で構成される実行委員会は、対象となりません。

申請できる団体の種類		団体の例	本冊子で使用する略称
1	区市町村の範囲を越えた町会・自治会の連合組織	東京都町会連合会	都 町 連
2	区市町村を単位とする町会・自治会の連合組織	〇〇市自治会連合会 〇〇区町会連合会	町 自 連
3	区市町村内の一部地域を単位とする町会・自治会の連合組織	〇〇地区町会連合会	地 区 連
4	区市町村内の単一町会・自治会	〇〇町会 〇〇自治会	単 一

※ 連合組織としての申請は、規約等で町会・自治会の連合組織として設立されていることや活動実績が確認できることが必要です。

※ 一つの団体が同じ年度内に助成金の交付を受けられるのは**1 回限り**です。(年度内に 2 回以上助成金を受けることはできません。) また、交付決定後に事業を中止した場合でも、1 回交付決定を受けた団体は同じ年度内に再度申請することはできません。

3

助成の対象となる事業は？

以下のすべての要件を満たす事業が助成対象となります。

- (1) 申請団体の町会・自治会が主催している
- (2) 多くの地域住民（非会員含む）の参加・利用により地域の課題解決を図るための取組（催し・活動等）となっている
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施し、完了する

事業区分として、次の表のとおりA～Dまでの4つを設けています。

そのうち、B区分（東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組）については、さらに6つの区分を設けていますので、実施する活動の内容に沿う区分を選択してください。ただし、**初めて本助成金を申請する団体は、A区分で申請してください**（C・D区分に限り、過去に交付決定を受けたことがない単一町会・自治会でも申請できます。）。

事業区分		事業例
区分	A 地域の課題解決のための取組	世代間交流イベント、夏祭り、盆踊り、運動会、パンフレットの作成と、その活用による加入促進事業
	B 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組	
	B-1 防災・節電活動	防災訓練、防災マニュアルを活用した訓練、防災マップの作成、節電講習会・講演会
	B-2 子ども・若者育成支援	子供が企画・運営に関わるイベント、仕事体験事業、自然体験教室、子供交通安全教室
	B-3 高齢者等の見守り活動	高齢者の見守りや登下校の子供の見守り、子育て交流サロン、子供食堂 ※事業内で一貫した見守り対象を設定し、3回以上実施すること（見守り対象が一貫していれば、異なる活動を行っても構いません。）
	B-4 防犯活動	防犯パトロール、防犯講習会
	B-5 多文化共生社会づくり	異文化体験・国際交流イベント、外国人向け防災マニュアルの作成と、その活用による訓練
	B-S 東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組	
	デジタル活用支援	SNS や町会ホームページによる町会イベント配信、スマホ・タブレットの使い方教室、ZOOM 等のオンラインツールを使った講演会、SNS 等を使った安否確認、電子回覧板アプリ導入に向けたアプリ使用講座
C	複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	2 町会合同で実施する避難所運営訓練、5 町会対抗運動会
D	単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会及び自治体を除く。）と連携して実施する地域の課題解決のための取組	商店街と連携した地域交流イベント、高齢者福祉施設との連携による避難訓練

※「高齢者向けスマートフォン教室（講師おまかせスマホ教室）」については、別途ご案内しますので、そちらをご覧ください。

【C区分・D区分での申請について（町会・自治会が共同して実施する場合・他の地域団体と連携して実施する場合）】

単一町会・自治会については、A・B区分のほか、他の単一町会・自治会と共同で実施する事業や、地域で活動する町会・自治会以外の団体と連携して実施する事業を対象とする2つの区分を設けています。

C区分 複数の単一町会・自治会が共同して実施する事業

C区分は、地区連等に組織されていない複数の単一町会・自治会が、共同して地域の課題を解決するための取組を実施する場合に申請できる区分です。

事 項	説 明	備 考
申請できる団体	東京都内に所在する町会・自治会のうち、共同して事業を実施する複数（2団体以上）の単一町会・自治会	次の団体は、C区分での申請はできません。 ①東京都外の町会・自治会 ②町会・自治会の連合組織（地区連、町自連） ③町会・自治会以外の団体
対象となる事業	共同する町会・自治会が主催する、地域の課題を解決するための取組（催し・活動等） ※A区分・B区分の対象事業と同様の事業が対象となります。	次の事業は対象外となります。 ・5ページ「4 助成の対象とならない事業ってあるの？」に記載されている事業

●「共同して実施」とは？

次に掲げる各項目を満たすことが必要です。

- (1) 申請する事業について、全ての町会・自治会が企画段階から事業終了まで参画していること。
- (2) 共同して実施する町会・自治会の間で経費の授受がないこと。
(A町会がB町会に謝礼金を払って一緒に実施する場合等は、対象になりません。)

●交付申請の申請者は？

共同する町会・自治会の中から申請代表団体を決めて、申請してください。

※交付申請、支払関係手続、実績報告は全て申請代表団体が行うこととなります。

●単一町会・自治会としての申請との関係は？

C区分で申請した全ての町会・自治会は、同じ年度に他の区分で申請することや、他の町会・自治会との共同によるC区分での申請はできません。

D 区分 単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する事業

D区分は、単一町会・自治会が、学校やPTA、NPO、ボランティア団体などの他の地域団体と連携して地域の課題を解決するための取組を実施する場合に申請できる区分です。

事 項	説 明	備 考
申請できる団体	他の地域団体と連携して事業を実施する東京都内に所在する単一町会・自治会	次の団体は、D区分での申請はできません。 ①東京都外の町会・自治会 ②町会・自治会の連合組織（地区連、町自連） ③町会・自治会以外の団体
対象となる事業	他の地域団体と連携して町会・自治会が主催する、地域の課題を解決するための取組（催し・活動等） ※ A区分・B区分の対象事業と同様の事業が対象となります。	次の事業は対象外となります。 ・5ページ「4 助成の対象とならない事業ってあるの？」に記載されている事業 ・事実上の実施主体が、町会・自治会ではなく、連携先の地域団体である事業
連携する他の地域団体	地域の課題解決のための活動を行う団体のうち、町会・自治会、国及び地方自治体を除く団体全般 (例) 協議会、PTA、学校、NPO、消防団、子供会、老人会、商店会、民間企業、マンション管理組合 など	次の団体は、「他の地域団体」には含まれません。 ①町会・自治会 （婦人部・防災部などの下部組織を含む。） ②町会・自治会の連合組織 （地区連、町自連） ③同一マンション内の管理組合 ④国、地方自治体（学校を含む） ⑤政治活動又は宗教活動を目的とする団体 ⑥公序良俗に違反する活動を行う団体 ⑦暴力団等反社会的勢力

●「連携して実施」とは？

次に掲げる各項目を満たすことが必要です。

- (1) 町会・自治会が実施する事業について、他の地域団体が企画段階から事業終了まで参画していること。
- (2) 連携して実施する他の地域団体との間で経費の授受がないこと。
(町会が連携するNPOに委託料を払って実施する場合等は、対象になりません。)
- (3) 事業の実施主体は申請する町会・自治会であること。

●交付申請の申請者は？

主催する町会・自治会が申請者となります。連携する地域団体は申請できません。

※交付申請、支払関係手続、実績報告は全て申請団体が行うことになります。

●単一町会・自治会としての申請との関係は？

D区分で申請した町会・自治会は、同じ年度に他の区分で申請することはできません。

4 助成の対象とならない事業ってあるの？

次のような事業は、助成対象となりませんので、ご注意ください。

	対象とならない事業	対象とならない事業の例
1	交付決定時期より前に終了している事業	※交付決定時期については、10 ページ「7 いつ申請できるの？」をご覧ください。
2	物品の購入や施設整備を目的とした事業	・保管用防災備品、町会用掲示板等の購入 ・防犯カメラ、防犯灯の整備 ・地域共有の古い設備の改修・撤去 ・住民への物品配布のみを行う事業
3	娯楽や式典を主な目的とする事業	・慰安旅行、娯楽施設（遊園地・観光地など）への旅行 ・果物狩り（イチゴ狩り・みかん狩りなど） ・カラオケ大会・麻雀大会 ・花火大会 ・敬老の日などの祝賀パーティー、開館式などの式典等
4	神事や仏事の実施を目的とする事業	・宗教的な祭礼
5	参加の機会が一部の住民のみに限られる事業	・町会の役員や会員にのみ周知されるイベント ・趣味やスポーツ等のサークル活動 ・特定の学校の生徒のみを対象とする自然体験活動 ・オンライン機器を持っている人のみを対象とする催し
6	東京都外で実施する事業	・都外で実施する自然体験活動や防災学習会など
7	事業のほとんどを委託により実施する事業	・業者に委託する間伐事業 ・専門業者に全面的に委託した地域マップ作り
8	周年記念だけを目的とする事業	・自治会設立 40 周年記念パーティー
9	営利を目的とする事業	・物品販売中心のイベント（バザーなど）
10	東京都における他の補助金、国や他の地方自治体からの助成金などを受けて実施する事業	・区市町村から補助金を受けて実施する夏祭り、清掃事業

※上記以外にも、助成の趣旨に沿わないと判断される事業は、対象外となります。

5 助成金額はどのくらいなの？

申請する事業区分と団体の種類により助成金額（助成率、助成限度額）が異なります。次の表で確認してください。

事業区分		助 成 率	助成限度額
A	地域の課題解決のための取組	今までに交付決定を受けたことがない場合 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	都町連 町自連 200 万円 地区連 100 万円 単一 20 万円
B	東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組		
B-1	防災・節電活動	助成対象経費の 10/10	
B-2	子ども・若者育成支援	今までに B-2 区分で交付決定を受けたことがない場合 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	
B-3	高齢者等の見守り活動	助成対象経費の 10/10	
B-4	防犯活動	今までに申請する区分で交付決定を受けたことがない場合 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	
B-5	多文化共生社会づくり	今までに申請する区分で交付決定を受けたことがない場合 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	
B-S	東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組（デジタル活用支援）	助成対象経費の 10/10	単一（共同） 50 万円
C	複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	共同する団体のなかに、今まで C 区分で交付決定を受けた団体がいない場合 →助成対象経費の 10/10 (いる場合 1/2)	
D	単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会及び自治体を除く。）と連携して実施する地域の課題解決のための取組	今までに D 区分で交付決定を受けたことがない団体 →助成対象経費の 10/10 (ある場合 1/2)	単一（連携） 30 万円

重要

【助成率の特例を受けることができる事業について】

助成金の申請において、**A**、**B-2**、**B-4**、**B-5**、**C**又は**D**区分で助成率が助成対象経費の1/2となる場合でも、事業の中に「**地域防災力の強化**」かつ「**多文化共生社会づくり**」につながる活動が含まれている場合、助成率は助成対象経費の10/10となります。

「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」につながる活動に該当するのは、地域防災力を強化するとともに、多文化共生社会について地域住民に理解を深めてもらい、定着させることにつながる活動です。具体的な活動内容は、以下の活動例を参考にしてください。

地域に外国人が少ない場合でも、この活動を行う場合は助成率の特例の対象となります。

助成率の特例の対象となる活動の例

- 地域の盆踊り大会において、災害への備えについて説明したチラシを参加者全員に配布して注意喚起する。チラシはやさしい日本語で作成し、やさしい日本語の意義についても説明する。
- 周知チラシを英語、中国語でも作成し、外国人が多く働いている地域の企業と連携して、外国人住民にも参加してもらう防災訓練を開催する。

助成率の特例の対象とならない活動の例

- 代表者等のあいさつに地域防災や多文化共生に関する内容を盛り込むだけの事業
- たまたま防災訓練に外国人が参加した事業
- 防災又は多文化の一方だけを呼び掛けるチラシの配布などを行う事業

※東京都生活文化スポーツ局ホームページに、地域防災に関する普及啓発及び多文化共生に関する理解促進のためのチラシの例を掲載しております。

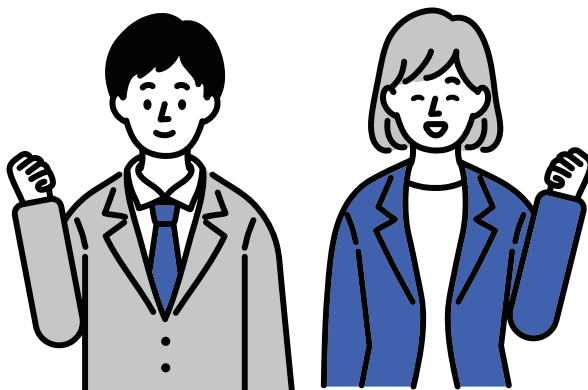
こちらを地域の状況に合うように加工していただき、事業の中で説明・配布していただくと、「地域防災力の強化」かつ「多文化共生社会づくり」につながる活動を行ったとして、助成率の特例を受けることができます。



重要

【**C**、**D**区分で防災・節電活動、高齢者等の見守り活動、又はデジタル活用支援を行う場合】

B-1 区分、**B-3** 区分、**B-5** 区分と同様に助成率は助成対象経費の10/10になります。



6 どんな経費が助成の対象となるの？

助成の対象となる経費は、次の①～④をすべて満たすものです。

- ①助成対象となる事業を実施するために直接必要になるもの **(事業内で直接活用しないものは助成対象外となります。)**
- ②令和7年4月1日から令和8年3月31日までのうち、申請する事業の実施期間内に支払いをするもの
- ③要件を満たした領収書・受領書及び事業内での活用の様子が分かる写真が提出できるもの
- ④下表の対象経費に該当するもの

対象経費名		内容	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
1	謝礼金	講師・専門家などに支払う謝礼金	- 講習会専門家講師謝礼 - 地域伝統芸能公演団体への謝礼	- 町会・自治会の役員や内部団体への謝礼 - 活動の実施に要する人件費（活動に協力する町会員への謝礼金等） - 公務員（公立小中学校の教員、消防団員等）の公務に対する謝礼 - 現金以外の物品等による謝礼 1人当たり又は1団体当たり 50,000 円を超える謝礼（見積書・引受書等が提出できる場合を除く） - 総事業費の5割を超える謝礼（注）
2	打合せ費	会議・打合せに伴う経費	- 申請事業に係る会議及び準備参加者用のペットボトル飲料代 - オンラインでの打合せに必要なタブレット端末代	アルコール類 - 喫茶店等での飲料代 - 食事・茶菓子・お弁当などの飲食費 - 町会・自治会活動の年間の会議・打合せに伴う飲料代 - ティーバッグ、茶葉など使用人数が数えられないもの 1人1回当たり税抜 150 円を超える飲料代
3	物品購入費	消耗品類・製作に必要な材料等の購入経費	- 事務用品類 - 資料用コピー用紙 - プリンターインク代 - のぼり代 - 参加者全員に配る参加賞 - 抽選会等の景品 (多数になる場合は順位付けを行い、額に差を設けるものに限る) - 参加者への水分補給用の飲料代 - イベント等の模擬店、炊き出し訓練等で、調理して食品を提供する場合の食材費（合計額を参加人数で割った額が税抜 700 円までのものに限る）	備蓄用の物品 - 事業で使用した物品等の補充・補てんに要する物品等 調理せずに提供する食品類（調理済み惣菜等） アルコール類 - 販売用又は一人当たり税抜 150 円を超える水分補給用の飲料代 1人あたり税抜 500 円を超えるイベント等の参加賞 - 誕生日プレゼント、敬老記念品などの個人に贈る贈答品 - 個人・団体に帰属する高額な物品 - 金券類（図書カード、カタログギフトなど） - 娯楽性が高い物品（カラオケ機器等） - 感染症対策に関するもの（掃除機・サーキュレーターなど） - 税抜単価が 10,000 円を超える抽選会等の景品 - 総事業費の3割を超える景品（注）

対象経費名		内容	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
4	印刷経費	印刷に係る経費	・チラシ・ポスターなどの印刷経費 ・コピー代 ・看板の印刷費	・都に対する報告にかかる印刷、写真プリント代
5	役務費	サービスの利用料	・紅白幕のクリーニング代 ・切手代、郵送料 ・物品などの運搬費用 ・保険料（イベント保険など） ・道路使用許可手数料 ・振込手数料 ・代引手数料	・ガソリン代 ・交通費（電車・バス・タクシー代、マイクロバス借上代等） ・駐車場代 ・光熱水費（電気代、水道代、ガス代など） ・電話代 ・通信費 ・ホームページの更新手数料 ・電波利用料 ・都に対する報告にかかる郵送料
6	委託料	事業を効率的に実施するための委託経費	・舞台設営・撤去の委託経費 ・音響機器操作委託経費 ・所有物品の修理費	・総事業費の5割を超える委託料等（注）
7	レンタル・リース料	物品や場所などを借り、使用するための経費	・会議室使用料 ・Wi-Fiルーターレンタル料 ・音響機材レンタル料 ・レンタカー借上げ料	・総事業費の5割を超えるレンタル・リース料（注）
8	工事費	使用する設備・構造物のための工事経費	・電気工事 ・照明工事	・総事業費の5割を超える工事費（注） ・倉庫、エアコンなど常設となる備品の設置工事

（注）助成対象経費になるかどうかについてご不明な場合は、事前にお問い合わせください。

●その他、対象とならない経費の例

- ・事業実施に伴い収入（参加費・売上など）が生じる場合、その収入により賄われる経費
- ・町会が所有する施設・設備等の整備・修理・修繕にかかる経費（事業で活用する物品の修理代は助成対象になります。）
- ・申請団体以外の団体や個人が代理で行った支出（いわゆる立替払い）を充当する経費
上記はあくまでも例示です。具体的には、実施する事業内容により個別に判断することになります。

※申請団体の町会・自治会の役員が代表を務める会社・NPO・団体等への支出は、次の2点を満たす場合に限り、助成対象経費とすることができます。

①その会社等に支出する合理的な理由があること。

（例）・他の会社等から購入するより安価に購入できる。

・地域において、その物品を取り扱う会社が他にない。等

②その会社等に支出することについて、会則等に定める役員全員が同意又は、役員会において議決していること。

- ・役員全員の同意の場合、書面にて**全役員**の署名・押印が必要です。

（〇区分の場合、共同実施団体全ての全役員の署名・押印が必要です。）

- ・役員会の議決の場合、**全役員**の署名・押印のある議事録が必要です。

（〇区分の場合、共同実施団体全ての議事録が必要です。）

※物品の購入等にあたり、ポイントは使用しないでください。物品等の購入に伴うポイントの付与や利用が判明した場合、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を助成対象経費から除外します。

7 いつ申請できるの？

助成事業の募集は、**年4回**実施します。**1団体当たり年度内に1回のみ**申請ができます。募集スケジュール（予定）は、次のとおりです。事業の実施時期に合わせて申請してください。

※**申請書類を作成し、必ず受付期間中に原本を提出してください。**

※**申請書の提出方法は、12 ページ「9 申請方法は？」をご覧ください。**

募集回	申請書受付期間	交付決定時期	申請できる事業の実施時期
第1回	令和7年2月21日（金）～3月5日（水） 消印有効	4月上旬	4月1日以降に実施する事業
第2回	4月16日（水）～4月30日（水） 消印有効	7月上旬	7月10日以降に実施する事業
第3回	7月16日（水）～7月30日（水） 消印有効	10月上旬	10月10日以降に実施する事業
第4回	9月16日（火）～9月30日（火） 消印有効	12月上旬	12月10日以降に実施する事業

※実施時期を分けて行う場合、事業の主たる部分をそれぞれの募集回の申請できる事業の実施時期より前に実施することはできません。

※交付決定時期より後に行う内容が事業の反省会のみ場合は、対象となりません。

例えば、11月に交流イベントを実施し、反省会が12月下旬の実施の場合、第4回募集（12月上旬交付決定）には申請できません。第1回から第3回までのいずれかに申請してください。

8 助成金交付までの流れは？

助成金を申請する場合には、町会・自治会（及び連携する地域団体）で、助成対象となる事業の実施方法やスケジュールについて必ず事前の会議（打合せ）を実施し、助成金の申請について合意してください。

※**C区分の場合**…共同する全ての単一町会・自治会が参加する会議

D区分の場合…申請する単一町会・自治会と連携先の地域団体が参加する会議



助成金申請から交付まで

① 申請書（原本）の提出（12 ページ「9 申請方法は？」参照）

申請書類を作成し、各受付期間中に**原本に押印の上、東京都に郵送**してください。内容の確認や修正等について、東京都からご連絡します。

② 審査委員会での審査

申請した事業が助成対象と認められるかどうか、審査委員会の審査を受けます。

③ 交付決定

②の審査の結果、交付が決定した場合、東京都から**助成金交付決定通知書**を送付します。不交付となった場合もその旨の通知書を送付します。交付決定を受けた団体名及び事業は、東京都のホームページで公表します。事業の概要についても公表することがあります。

なお、助成金として交付される金額は、交付決定額が上限となります。したがって、事業実施に当たって実際に要した経費が交付決定額を上回った場合でも、交付決定額を超えて助成金が交付されることはありません。

Point 概算払

概算払は交付決定金額の7割を上限として交付決定の約2か月後に助成金を受け取ることができる制度です（一部前払い）。概算払を希望される場合は、交付申請書の概算払の希望に「有」としてください。

※交付決定から2か月以内に主たる部分（イベント当日、訓練実施日など）を行う事業については原則、対象となりません。

④ 助成事業の公表（周知）

事業の実施期間中に、ポスター・チラシ等で、主催団体名及び助成対象事業であることを公表し、**非会員含め**住民に周知してください。なお、ポスター・チラシ等は、必ず**印刷前に東京都へ提出**し、必要な要件を満たしているか確認をとってください。

⑤ 事業の実施

注意事項を守って事業を実施してください。

⑥ 実績報告書原本の提出

事業完了（反省会）後、2週間以内に実績報告書を作成し、**原本に押印の上、東京都に郵送**してください。

⑦ 助成金額の確定

実績報告書類の内容を東京都が審査・調査し、適正と認められた場合、助成金の額を確定し、東京都から**額の確定通知書**を送付します。

⑧ 助成金の交付

⑦で確定した助成金額を町会・自治会の口座に振り込みます。助成金交付は、**実績報告書類の原本の提出から約2か月後**になります。なお、助成金額は③で**交付決定した金額が上限**となります。

9

申請方法は？

各回の受付期間内（10 ページ参照）に、次の①～⑫の書類（⑦～⑫については、申請区分により必要な書類）を作成し、原本を郵送してください。**期間内に提出がなかった場合、その申請は受理されません。**

書類を提出いただきましたら、内容を確認した上で、東京都からご連絡いたします。

●申請に必要な書類●

【全区分で提出する書類】

- ①助成金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④団体の会則又は規約等及び役員名簿
- ⑤団体の前年度の事業報告書及び決算書（総会の資料等）
- ⑥見積書の写し
（単価×数量が5万円を超える経費については原則必要です。）

ご不明な点がありましたら、お気軽にお電話ください



【C区分のみ提出する書類】

- ⑦別紙 事業の共同実施・連携実施に係る合意書兼委任状
- ⑧共同する全ての団体の会則又は規約等及び役員名簿
- ⑨共同する全ての団体の前年度の事業報告書及び決算書（総会の資料等）

【D区分のみ提出する書類】

- ⑩別紙 事業の共同実施・連携実施に係る合意書兼委任状
- ⑪連携する全ての地域団体の定款・会則・規約等
- ⑫連携する全ての地域団体の前年度の事業報告書

申請書類の電子データは東京都生活文化スポーツ局のホームページからダウンロードしていただけます。

ホームページには、検索エンジンから「地域の底力」で検索、又は本冊子裏表紙に掲載するQRコードからアクセスできます。

【提出先】 東京都生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

（住所）〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

（電話）03-5388-3166 （FAX）03-5388-1331

（メールアドレス）S1121202@section.metro.tokyo.jp



10 事業完了後の手続は？



事業の完了（反省会）後、**2週間以内**に以下の実績報告書類を作成し、**原本に押印の上、郵送してください**。下記の提出書類に不備がある場合、助成金のお支払いができなくなることがありますので、ご注意ください。

1. 実績報告書
2. 決算書
3. 領収書・受領書（写しによる提出も可）※必要に応じて原本の提出をお願いすることもあります。
4. 成果物（写真や助成金を活用して作成した冊子、マニュアル等）
5. 助成事業であることを公表したことが分かる書類（ポスター、看板、広報紙等）
6. 支払関係書類（概算払がある場合は、交付決定後に提出）
7. その他必要に応じて提出する書類

※実績報告書類の詳細については、東京都生活文化スポーツ局のホームページに掲載する「**助成金交付の手引き**」をご参照ください。

※期限内に実績報告書類を提出できない場合は、必ず事前に東京都へご相談ください。

11 事業実施にあたり注意すべきこと



助成の決定を受けた事業を実施する時は、次の事項に注意してください。

事業完了後に提出していただく実績報告書類を審査する際に、下記の事項が**守られていない場合は、助成金のお支払いができなくなることがあります**のでご注意ください。

1. 領収書・受領書は要件を満たしたものを受領してください（14 ページ「12 どんな領収書・受領書を提出するの？」参照）。
2. チラシ等の周知物には、**主催団体名・公表文（助成対象事業であることを公表する文言）**を記載してください。
3. 助成金で購入した物品等は必ず事業の中で活用し、**事業実施の様子と併せて物品等の活用の様子を写真に撮ってください**。
4. 助成金で購入した物品等は、申請団体の所有物になりますので、事業終了後も継続して適正に保管・管理を行ってください。
5. 事業内容に変更が生じる場合は、事前に都に連絡をしてください。
6. 可能な限り予備日を確保し、悪天候などによる事業の中止を回避するための対策をとってください。
7. 反省会を実施し事業の振り返りを行い、今後の活動に活かしてください。

12 どんな領収書・受領書を提出するの？

助成対象経費を支出するときは、必ず次の①～⑤の要件を満たす領収書・受領書を相手方から受領してください。実績報告の際に写しを提出していただきます。領収書・受領書の写しの提出がない場合や不備があった場合は、**助成金をお支払いできません**。

- ① 宛名が正確な申請団体名（町会・自治会）であるもの（C区分の場合は、申請代表団体であるもの）
交付決定通知に記載されている団体名としてください。
※認められないもの：〇〇実行委員会、個人名、イベント名、〇〇町会防災部、略称、空欄
- ② 日付が記載されているもの
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの範囲で、申請書の事業実施予定期間内の日付が記載されているものが助成対象となります。
- ③ 金額及び支出内容が分かるただし書き（単価×数量）が記載されているもの
領収書にただし書き（単価×数量）が書き切れない場合は、「〇〇一式」「〇〇用品」と記載し、別紙でレシート、納品書、請求書等で内訳が分かるものを添付してください。**5万円を超える領収書については、レシートまたは内訳を示す請求書・納品書等を必ず添付してください。**
※認められないもの：「お品代」、空欄 など
- ④ 収入印紙の貼り付け、消印の押印がされているもの（金額が税抜5万円以上の場合）
- ⑤ 領収書発行会社の社名・住所等が印字されているもの
（発行会社の社名・住所等がゴム印や手書きの場合、又は個人が発行した場合は、押印が必要）



○ 正しい領収書・受領書の記載例

1 宛名は申請団体名を記入
宛名は申請団体名（町会・自治会の名称。○区分の場合は申請代表団体名）を申請書に記載したとおりに正確に記入してもらいます。（実行委員会名、個人名、イベント名、略称は不可）

2 日付の記入
領収した日付を記入してもらいます。日付は申請した事業の実施期間内のものが対象です。（事業の対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

3 金額、ただし書の記入
ただし書は、支払いの対価となる内容、単価、数量などが分かるように記入してもらいます（お品代、空欄は不可）。
領収書にすべて記入できない場合は、「〇〇一式」「〇〇用品」と記入し、別紙でシート、納品書、請求書等で内訳が分かるものを添付（5万円を超える領収書については、内容、単価、数量の記載がある場合でも内訳を必ず添付）。

4 収入印紙の貼付
本体価格が5万円以上の領収金額の場合は印紙の貼付・消印が必要です（電子領収書及び支払方法によっては収入印紙の貼り付けが不要な場合があります）。

5 発行元の記載
発行元の記載（社名・住所等）が印字されていることが必要です（ゴム印や手書きで記載されている場合は、押印が必要）。

領収書
令和7年〇〇月〇〇日
東京一丁目町会様
金額 78,000 円
上記金額正に領収しました。
但し 防災無線機 (@20,000円×2個)
折りたたみリアカー (@38,000円×1個) として
印紙 印
(株)△△サービス 代表取締役 〇〇●●
〒160-0000
東京都新宿区〇〇2-2-2
TEL 01-2345-6789
FAX 01-2345-6790

請求書
東京一丁目町会様
防災無線機 @20,000円 ×2個
折りたたみリアカー @38,000円 ×1個
合計金額 78,000円
(株)△△サービス

× 誤った領収書・受領書の記載例

× 宛名が正確な申請団体名でない
宛名は申請書に記載した正確な申請団体名（町会・自治会の名称。○区分の場合は申請代表団体名）のみ助成対象となります。町会・自治会名の後に実行委員会名、会計担当者等の個人名、イベント名がついている場合や、略称は助成対象外となりますので、ご注意ください。

× ただし書きの内訳が分からない
ただし書に支払いの対価となる内容、単価、数量などが分かるように記入されているもののみ助成対象となります（お品代、空欄は不可）。
領収書に「〇〇一式」「〇〇用品」と記入されており、別紙でシート、納品書、請求書等で内訳が分かるものを提出できない場合、助成対象外となりますので、ご注意ください。

領収書
令和7年〇〇月〇〇日
東京都一丁目町会夏祭り実行委員会様
金額 9,000 円
上記金額正に領収しました。
但し チラシ印刷代 一式 として
(株)△△印刷 代表取締役 〇〇●●
〒160-0000
東京都新宿区〇〇2-2-2
TEL 01-2345-6789
FAX 01-2345-6790

東京都 地域の底力発展事業助成

事例集



事業名

防災訓練を兼ねたSDGsクリーン 納涼盆踊り大会の開催

事業概要

- 防災倉庫に保管している大型蓄電池などの機材の点検と操作訓練を兼ねた「SDGsクリーン納涼盆踊り大会」を開催。
- 提灯の照明をLED化するとともに、太陽光で充電した蓄電池により、盆踊り大会に必要な全ての電力を賄った。

実施期間 令和6年6月3日～9月5日

参加人数 495名

事業総額 約94万6,000円

(地域の底力発展事業助成金 92万4,000円)

主な経費（助成対象）

- 打合せ経費 ペットボトルお茶
- 物品購入費 食材、事務用品、参加賞
LED電球（100個）、蓄電池、インクカートリッジ
- 印刷経費 チラシ、ポスター
- 役務費 紅白幕クリーニング代、イベント傷害保険
- レンタル・リース料 音響機材
- 工事費 電気照明配線工事

役割分担

《企画・広報（約15名）》町会役員が企画・チラシ制作を担当
《開催準備（約30名）》町会役員、青年会が各種申請・委託業務等を担当
《実証実験（約10名）》町会の元技術職らが大型蓄電池等の性能確認を実施
《会場設営・運営（約80名）》町会役員、班長、青年会等が当日の設営、運営、撤収を担当

事業の開始から終了までの主な流れ

令和6年

6月5日 初回打合せ。事業方針、日程、役割分担を検討

6月～8月 LED点灯実験、蓄電池の稼働実験を実施。実験結果を自治会のLINEグループで共有

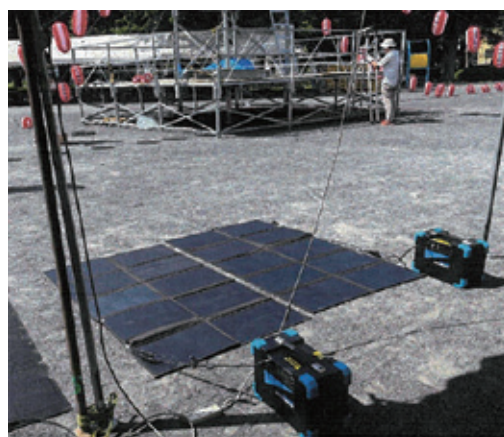
7月21日 第2回打合せ。進捗状況を確認

7月下旬 チラシを回覧、掲示板やコンビニ、郵便局等にチラシを掲示し周知活動を実施。英文チラシも掲示・配布

8月12日 第3回打合せ会議。最終進捗状況の確認

8月24日 「SDGsクリーン納涼盆踊り大会」を開催

8月31日 反省会



稼働実験の様子。太陽光発電パネルを使い大型蓄電池に充電

「SDGsクリーン納涼盆踊り大会」を開催 全ての電力をクリーンエネルギーで賄う

9つの自治会で構成される分梅町自治会連合会では、合計300点以上の防災機器を各地区の防災倉庫に保管している。重要な機器の1つが太陽光発電パネルとセットで使える大型蓄電池で合計7台保有している。

この大型蓄電池は、万一の災害時に住民の避難生活を助ける重要な役割を果たすが、緊急時に皆で正しく操作できるかどうか、仕様通りの性能を発揮するかどうかは、実際に使ってみなければ分からない。

そこで、メンバーらが、「防災訓練を兼ねて、太陽光発電の電気100%で納涼盆踊り大会を開催しよう」と提案。前年まで業者に委託していた提灯の照明を全て自前で既存電線を再利用してLED照明に切り替え、「SDGsクリーン納涼盆踊り大会」が初めて実現した（業者の電気・配線工事が不要に）。

開催当日までには、照明や放送、模擬店の機器で使う電力消費量を試算。操作方法を確認しながら、防災訓練を兼ねて実証実験

を実施した。

実証実験を経て、提灯の照明をLED化するとともに、太陽光で充電した蓄電池により、盆踊り大会に必要な全ての電力を賄った。

盆踊り大会には、外国籍の人も含め500人が集まり、交流を深めた。



全ての提灯をLED電球に交換し、照明に必要な電力を約9割削減

事業による 成果・効果

地域からSDGsの取組を広める

「防災訓練を兼ねた盆踊り大会で、大型蓄電池の操作方法や性能を確認でき、地域防災力の強化につながりました」と会長の山岡さんは振り返る。また、今回は60Wの電灯の代わりに7.8WのLED電球を活用。会場の全ての電力を太陽光発電で充電した蓄電池で賄い、参加者にSDGsを発信した。「全ての電力を太陽光で賄った盆踊りは画期的な取組」と山岡さん。「舞台裏では苦労もありましたが、参加者からは『SDGsって、簡単にできるんですね』といった声が聞かれました」と語る。今回の取組が、地元住民にSDGsについて考えてもらう第一歩となった。

事業を振り返って

声

新しい取組を地域から発信

自治会連合会には、全国の発電所で空調設備工事を担当した技術者、元大学の先生など、情報通信やAI（人工知能）に詳しい人もいる。「何か新しいことを取り入れようと、普段から皆で話をしています」と会長の山岡さんは成功の背景を説明する。役員の中には、旅行代理店での勤務経験から海外をよく知る人もいる。「盆踊りは、日本から発信できる文化の1つ。分梅町自治会連合会からクリーンな盆踊りを世界に普及させたい」と夢は広がる。



お話を伺った分梅町自治会連合会の皆さん。左から3人目が会長の山岡さん

高瀬住宅自治会

事業名

高ヶ坂「防災フェスタ」

事業概要

- 在宅避難をテーマに、近隣の自治会や地区町内会連合会と協力して「防災フェスタ」を実施。地震発生時の対応から避難生活、その後の生活再建までの一連の対策について、理解を深めてもらった。
- 大学教授を招き、ミニ講座「迫り来る『首都直下地震』について知ろう!」を開催。大学生のボランティアも参加し、大学との連携につなげた。

実施期間 令和5年6月17日～12月17日

参加人数 参加者 約200名

事業総額 約40万1,000円
(地域の底力発展事業助成金 40万円)

役割分担

《企画・調整(1名)》自治体で防災対策の業務に従事した経験のある自治会員が企画書を作成し、関係機関等と意見調整。

《参加者募集・開催準備(約10名)》各町会長が参加者を募集。

《チラシ配布(約15名)》8町会で分担して配布。

《訓練の運営(約50名)》各町会の会長・副会長、防災部長、消防団が屋外訓練、体育館内での展示説明等を担当。学生ボランティア5名が会場案内などを担当。

主な経費(助成対象)

- 謝礼金 講演謝礼
- 物品購入費 パネル代、事務用品、インクカートリッジ、電池、衛生用品
- 印刷経費 チラシ、展示用パネル
- 役務費 イベント保険料、振込手数料、郵送料、代引手数料
- 委託料 避難生活体験コーナー設置・運営、パンフレット図案制作
- レンタル・リース料 打合せ用会議室使用料

事業の開始から終了までの主な流れ

令和5年

6月17日 町会長会議にて事業説明し実施を決定

10月22日 タイムスケジュール、役割分担を確認

11月18日 チラシ配布及び当日の役割分担最終確認

12月17日 防災フェスタ実施。終了後に反省会



高ヶ坂小学校体育館内のパネル展示の様子。警察署や消防署などからの説明に聞き入る参加者

在宅避難をテーマに高ヶ坂「防災フェスタ」を実施

災害を「自分ごと」として考えてもらうきっかけに

令和5年12月17日に開催した防災フェスタは、高ヶ坂小学校を会場に、校庭で災害体験、体育館では専門家による講座やパネル展示を実施した。

参加者はまず、起震車による地震体験、救護救出訓練、消火器訓練、屋外トイレの設置訓練などを通し、災害発生時における対応を体験。

続けて、体育館内では、実際に体育館に避難することを想定した避難訓練、在宅避難や避難所生活についての説明やパネル展示などを通し、災害時の対応や平時の備えについて学んだ。

さらに、工学院大学建築学部まちづくり学科の村上教授を招き、ミニ講座を開催。地域防災力を高めるためにできることについての説明を受け、災害に備えて、住民同士はもちろん、町会・自治会間でも連携を深める契機となった。大学生ボランティアは会場案内などを担当。地域住民と交流を深めた。

今回の防災フェスタを企画した自治会員の藤林さんは、「災害を自分ごととして捉え、日頃から備えて欲しい」と説明する。



上は消火体験の様子。左は自治会の協力依頼を受けて今回のフェスタに参加した一般社団法人減災ラボによる試食コーナー。避難生活での食事づくり、食材活用を実演してもらった

事業による 成果・効果

地域で連帯感が深まり、防災意識の向上へ

「私たちの地区では、昔から各自治会が協力して運動会を開催してきました。しかし、住民が高齢化して子供たちが独立し、その開催が難しくなりました。一方で防災が地域にとってより大きな課題となっていてます。そこで、運動会を防災フェスタに変更しました」と藤林さんは経緯を語る。

防災フェスタが地域を結び付け、連帯感を深める新たな役割を担っている。参加者には、都や消防庁、警察署が発行する災害対策のリーフレットなどを配布。防災意識をさらに高めてもらった。「災害は待ってくれません。在宅避難をテーマとしたフェスタで、自助の大切さを伝えることができました」と藤林さんは話す。

事業を振り返って

声

遠慮せず行政に相談を

藤林さんは、自身が区役所に勤務して防災を担当した経験を踏まえ、「自治会で防災関連のイベントを考える時には、自治体に声をかけると協力してくれます」と語り、地域のコミュニティが行動を起こすことに期待を示す。「行政に遠慮なく相談すると良い」と説明する藤林さんは、防災フェスタを始めるに当たり、町田市に協力を要請。消防や警察が毎回、積極的に協力してくれている。「工学院大学の村上先生とは区役所で防災を担当していた時に会いました。今回は先生が町田市で活動されていて、市を通して偶然つながりました」とのことだ。



防災フェスタを企画した自治会員の藤林さん

東上野六丁目南町会

事業名 六南こどもまつり

事業概要

- 子育て世代の町会役員の発案により、初の試みとして、まつりの運営に参加する子供を募集。15名の小学生が当日の運営に携わり、社会経験の場となった。
- 当日は、多くの親子連れが来場。幅広い世代に町会活動への理解が広まった。

実施期間 令和6年5月23日～8月19日
参加人数 約250名
事業総額 約25万4,400円
(地域の底力発展事業助成金 20万円)

主な経費(助成対象)

- 打合せ経費 ペットボトルお茶
- 物品購入費 食材、文具、景品
- 印刷経費 ポスター、イベント参加チケット
- 役務費 イベント保険料、道路使用料

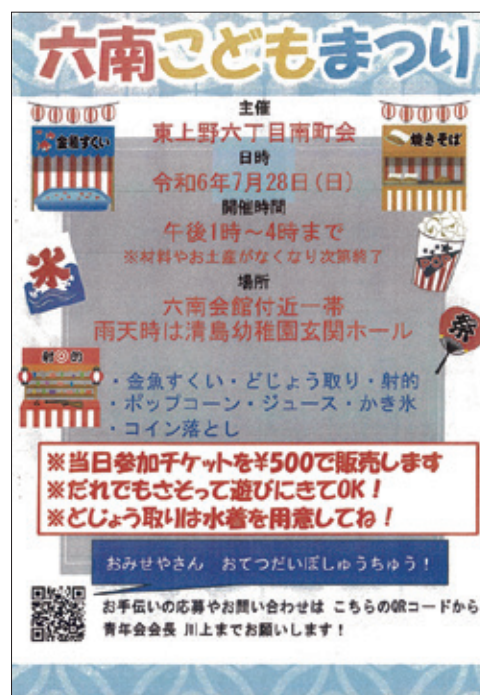
役割分担

《企画・広報(約15名)》町会役員と町会青年会、子供(小学生3名)が企画・チラシ制作を担当

《設営・運営(約40名)》町会役員、町会会員有志と子供(小学生15名)が会場設営、イベント運営等を担当

事業の開始から終了までの主な流れ

令和6年
5月23日 初回打合せ。前年度の区役所、消防署、警察署、保健所への申請関連内容を確認
6月6日 打合せ。出し物、役割分担決め、掲示板の掲示内容、回覧板の配布内容等を検討
6月20日 回覧板、掲示板で事業を告知
6月26日 役員打合せ。出し物、役割分担決め、ポスター最終確認
7月8日 役員打合せ。仕入れ内容確認、役割分担決め、ポスター掲示開始
7月11日 打合せ。仕入れ内容確認、役割分担決定
7月28日 「六南こどもまつり」開催
8月19日 反省会



子供たちにお手伝い募集を呼びかけた「六南こどもまつり」のチラシ

「六南こどもまつり」を開催 子供たちが企画から運営まで参加

令和6年度の「六南こどもまつり」は、子供たちが企画・広報から当日の運営に至るまで主体的に参加する方式とし、7月28日に開催した。

企画の段階では、小学生3名がゲーム選びに加わり、輪投げやペットボトルボーリングなどの案を出してコイン落としに決定。水槽に落とすコインの種類も、子供たちが実験の上、落としやすさなどから1円玉に決めた。

午前10時には祭りの運営に応募した子供たち15名が集まり、かき氷やフランクフルト、焼きそば、ポップコーンなど模擬店の設営を行った。

続いて、12時30分から来場者の受け入れ準備を開始。子供たちを含めた運営スタッフが自己紹介をして役割分担を確認した。

午後1時には、予定通り祭りがスタート。模擬店では子供たちが「いらっしゃいませ！」と来場者に呼びかけ、かき氷にシロップをかけたり、焼きそばなどを容器に入れて手渡したり、金魚を袋に入れるなどして元気いっぱいに運営に参加。町会の外からも多くの親子連れが訪れ、賑わいを見せた。



当日の会場風景



「コイン落とし」ゲームのブースを運営する子供たち

事業による 成果・効果 子供たちが楽しみながら社会を学ぶ機会に

副会長で青年会長も兼務する川上さんは、「子供たちは、お店屋さんごっこの延長線で、喜んで企画・運営に参加してくれました。祭りを運営する側に回ることで、子供の時から地域活動に親しんでほしい。将来、地域の活性化に貢献する人が現れると思います」と笑顔を見せる。参加した子供たちからは、「来年もやりたい」という声が上がっている。

地域の活性化のみならず、子供たちにとっては、学校では学ぶことができない地域活動や、地域に住む方々との交流などを通じて、貴重な社会体験の場となった。

事業を振り返って

声

子供たちの見守りにもつながりたい

「公園で1人で遊んでいる子供がいるとき、知っている子なら声を掛けられます。地域で顔の見える関係が広がることで、子供の見守りにもつながると思います」と今回の発案者である川上副会長。「町会会館となっている『六南会館』を子供の居場所に活用したい」と語り、地域ぐるみで子供たちを見守ると意気込む。

来年度に向けて、「チラシに印刷したQRコードからの申込が少なかったので、来年はお手伝いの内容を分かりやすく記載するなどして、応募が来るようにしたい。より多くの子供たちに参加してもらい、顔の見える関係を広げたい」と子供が主役の企画に力が入る。



副会長の川上さんも中学生と小学生の子供のいる子育て世代

馬込三本松町会

事業名

こどもと高齢者の居場所づくり事業

事業概要

- 夏休み期間に町会会館を開放し、高校生ボランティアによる子供たちの学習支援や高齢者との昔遊び等を実施。ボランティアの募集に当たっては近隣の2校に協力を依頼した。
- 様々な世代の交流が行われるとともに、町会の取組への理解が深まった。

実施期間 令和6年5月8日～9月3日

参加人数 大人11名、子供約55名
ボランティア（高校生）約70名

事業総額 約10万2,300円
(地域の底力発展事業助成金 10万2,000円)

主な経費（助成対象）

- 物品購入費 水分補給用飲料、自由研究セット、消耗品（雑巾、紙コップ等）
参加者配布用お菓子
- 印刷経費 チラシ、ポスター
- 役務費 傷害保険

役割分担

《企画（1名）》地元小学校でPTA会長を務める副会長が担当
《ボランティア募集（3名）》町会長らが高校に要請
《チラシ配布（約11名）》町会役員で分担して配布
《運営（約80名）》町会役員に高校生ボランティア約70名が協力
高校生ボランティア協力校

- ・東京都立大田桜台高等学校
- ・立正大学付属立正中学校・高等学校

事業の開始から終了までの主な流れ

令和6年
5月8日 初回打合せ。実施内容・方法を検討
7月1日 第2回打合せ。ボランティアに担当してもらう内容を確認
7月10日～8月31日 チラシ、掲示板等で事業を周知
8月19日～31日 会館を開放し、事業を実施
9月3日 反省会



事業の案内チラシ。会館を開放して、夏休みの宿題や自由研究、世間話まで子供から高齢者までが交流できることを案内

子供から高齢者まで参加 町会会館をコミュニティの拠点に

令和6年8月19日(月)から31日(土)までの13日間、「ほのぼのタイム 町会会館開放2024夏」と題して、町会会館を子供と高齢者が楽しく過ごせる場所として提供した。

運営には、町会の人たちに加え、地元の高校2校から生徒約70名がボランティアとして協力。ボランティアには、事前に組んだシフトにより、参加してもらった。

子供たちには、自由研究セットやお菓子を用意。約55名が参加し、夏休みの宿題をする子もいれば、トランプやベーゴマ、かくれんぼなどをして遊ぶ子たちもいて、ボランティアの高校生や町会の人たちも一体となり、各自が思い思いの時間を過ごして楽しんだ。

会館は神社の社務所を利用している。すぐ裏には交番があり、保護者も安心できる環境となっている。「見かけは昭和レトロですがWiFi環境もあり、子供たちはデジタルゲームでも遊べます。しかし、ベーゴマ等のアナログ遊びで問題はありませんでした」と町会長の菅田さんは話す。

ベーゴマ遊びの指導では、地元小学校のPTAとのつながりで、イベントサークル団体の協力を得た。

参加した高齢者からは「今の高校生は話題が豊富で、色々なことを知っていて関心した」という声が聞かれたほか、「また来てもいいですか」と尋ねるボランティアの高校生もいて、世代を超えて交流が広がった。



ベーゴマで遊ぶ子供たち。遊び方は、ベーゴマの魅力を伝えようと大田区で活動しているイベントサークル「東京ベーゴマ」が指導。ボランティアの高校生と高齢者も一緒になって楽しんだ



事業による 成果・効果

夏休み中の子供や高齢者たちにとって貴重な居場所に

「共働き世帯が増え、子供が安全で安心して過ごせる環境が不足しています。そこで、高齢者の参加も含めて、会館の活用を考えました」と町会長の菅田さんは話す。「町会の人たちだけでは見守りが難しいので、近隣の高校2校に協力を求めたところ、約70名が参加してくれました。感謝とともに、この事業を通じて新しいつながりができたことを大変うれしく思います」と説明する。町会の公式LINEアカウントは、事業実施前は登録者が14名だったが、高校生も含めて49名に増えた。会館を安心して集える居場所としてさらに活用していきたいと菅田さんは考えている。

事業を振り返って

声

町会の活動を外に見えるようにしていく

「町会を支えてきた人たちが7、80代になり、若い世代が少ないことが町会の課題となっています」と町会長の菅田さん。「活動があまり表には見えないので、若い人たちは町会に入りにくい。子供の居場所づくりなどで会館を開放して、町会の姿を地域の人たちに見えるようにしていくことが大切だと思います」と説明する。副会長で地元小学校のPTA会長も務める金本さんは、「子育て中の忙しい世代にも加入してもらい、今は無理でも時間ができるようになってから活動に参加してもらえたら」と期待している。



町会長の菅田さん(左)は50代、副会長の金本さん(右)は40代。若い世代の参加に期待している

事業名

広報誌による加入促進
及び多文化共生社会づくり事業

事業概要

- 外国人の住民が増える中、「多種多様な社会を目指して」をテーマとした講演会と「ハラル食を食べながらの多国籍交流」の2部構成により、日本人住民と外国人住民とが交流を深めた。
- 事業を通して、外国人住民の世帯を含む10世帯が新規に加入した。

実施期間 令和5年10月10日～令和6年2月7日
参加人数 約60名
事業総額 30万円
(地域の底力発展事業助成金 30万円)

役割分担

《企画構成・渉外(1名)》副会長が事業統括責任者、広報委員長として広報誌企画、講師との交渉等を担当。
《運営・記録(5名)》広報委員会委員が会場の設営、ハラル食の準備、写真撮影等を担当。

主な経費(助成対象)

- 謝礼金 講師謝礼
カメラマン謝礼
広報誌掲載4コマ漫画作成
- 物品購入費 ハラル食用食材、ペットボトルお茶
- 印刷経費 広報誌
- 役務費 切手(広報誌発送)
- 委託料 広報誌デザイン

事業の開始から終了までの主な流れ

令和5年
10月10日 初回打合せ。広報誌頁数、掲載内容の決定、事業周知チラシの作成
10月20日頃 講演会の参加者募集開始
11月20日 第2回打合せ。講演会講師・内容、調理・提供するハラル食の決定
11月23日 講演会と交流会を開催。終了後に反省会実施
12月12日 第4回打合せ。広報誌の掲載記事決定と配置確認、原稿チェック
令和6年
1月14日 第5回打合せ。広報誌校了
2月7日 第6回打合せ。広報誌完成を報告。広報誌配布開始



今回の講演会・交流会を
特集した広報誌「桐望」

講演会と多国籍交流会で多文化交流を促進

自治会連合会の広報誌で成果を発信

地域に住む外国人らを講師とした講演会と多国籍交流会の2部構成による、多文化共生をテーマとしたイベントを開催。

当日は、講師を務めるバングラデシュ出身のカシムさん宅を自治会役員が訪ね、午前5時よりハラル食品の材料の準備と仕込みをし、午前8時からハラル対応をされた調理スペースで調理を開始した。

講演会では、カシムさんのほか、多国籍の子どもを受け入れている保育園の園長と理事長も講師として登壇。言葉や習慣の壁を乗り越え、力を合わせて地域づくりを進めていくための取組をそれぞれの立場から紹介した。

続く交流会では、鶏肉を使ったチキンシャルマ、サモ



ハラルフード

サとスナック菓子のようなパティシャブタなどのハラルフードを用意。バングラデシュ人20名を含め、

約60名が7グループに別れ、試食をしながら言葉を教えあうなど、触れ合いの場となった。

当日の様子は、自治会連合会の広報誌「桐望」で紹介。10,000部を印刷して9,500部を自治会全戸に配り、500部は関連施設にも配布した。



講演会の様子。左がバングラデシュから留学生として来日し、約20年を日本で過ごすカシムさん。現在、桐ヶ丘の都営住宅で暮らし、定期的に交流会を開催している

事業による成果・効果 多文化共生への理解が広がり外国人世帯の新規加入につながる

北区桐ヶ丘地区は、都営住宅団地が地域の大半を占めるが、現在は建替え事業が進む。入居者の構成も変化し、高齢化が進む一方で、アジア圏の人たちを中心に外国人の住民が増えている。会長の西さんは「言葉が通じない、習慣が違うなどで海外の人に不安を感じる住民もありますが、こちらから理解することがまず必要です」と指摘する。そうした中、今回の事業を通じて、外国人の世帯も含め10世帯の新規加入があった。「相互に理解を広げる機会となりました。今後も交流活動を工夫していきたい」と西会長は語る。加入した外国人世帯とは、地域の課題について話し合う機会を持つなど交流が進んでいる。

事業を振り返って

声

より多くの外国人住民が参加できる活動を

「令和5年度は、バングラデシュの人たちに中心になってもらいましたが、さらに多くの外国人住民が参加する継続的な活動モデルを構築していきたい」と副会長で、今回の事業を企画した江田さんは語る。自治会連合会では、4年度に英会話を通じた地域交流と地域課題の共有をテーマに活動を実施。6年度は多文化・多世代の交流を目的にeスポーツ大会を開催した。「外国籍の人も含めて新たな担い手の発掘にもなっています」と江田さんは笑顔を見せる。



お話を伺った皆さん。左から北区桐ヶ丘地域振興室室長の佐々木さん、自治会連合会会長の西さん、副会長の江田さん

事業名

Enjoy！ デジタルライフ

事業概要

- 高齢者を対象としたスマートフォン相談会を開催。住民のデジタルスキルが高まり、災害時の情報共有を目的とした自治会グループLINEの登録者が今回のイベントで120名増加した。
- 災害時を想定し、マンション内の防災ツアーを実施。ツアーはオンラインでも配信し、乳幼児がいる世帯や高齢者世帯含め、住民全体での防災力強化につなげた。

実施期間 令和6年6月20日～12月11日

参加人数 約200名

事業総額 約21万1,500円

(地域の底力発展事業助成金 20万円)

役割分担

《企画(約1名)》自治会コミュニティチーム/防災委員会が担当
《会場設営・運営(約20名)》自治会役員、ボランティア(10名)が会場設営、運営等を担当
《告知チラシ配布(約8名)》住民ボランティアがイベントの告知チラシを投函

主な経費(助成対象)

- 謝礼 防災専門家講師謝礼、スマートフォン相談会講師謝礼
- 物品購入費 タブレット、のぼり旗
- 印刷経費 告知チラシ
- 役務費 送料(のぼり旗)
- 委託料 のぼり旗デザイン、告知チラシデザイン

事業の開始から終了までの主な流れ

令和6年

- 6月20日 初回打合せ
- 7月18日 役割分担を検討
- 8月15日 実施内容を検討
- 9月12日 実施内容を検討
- 10月3日 防災ツアーの内容検討
- 11月10日 チラシ作成について検討
- 11月12日 チラシのデザインを検討
- 11月15日 防災ツアー当日の流れを確認
- 11月17日 防災ツアー開催
- 11月19日 チラシのデザインを検討。告知チラシを配布
- 11月20日 のぼりのデザインを検討
- 11月24日 告知チラシを配布
- 11月29日 会場レイアウトを検討
- 11月30日 スマートフォン相談会等当日の流れを確認
- 12月1日 スマートフォン相談会、防災動画上映会等開催
- 12月11日 反省会



12月1日に開催したスマートフォン相談会等のチラシ

デジタルライフの楽しさ伝え、防災力を高める

自治会では日頃からの防災への備えと緊急時の対応として、スマートフォンを活用した仕組み作りに力を入れている。令和6年度は住民が集う「Enjoy！デジタルライフ」を11月17日と12月1日に開催し、デジタルを活用した防災への取組に理解を深めてもらった。

11月17日にはマンション内にある情報通信機器、非常用発電機といった災害が発生した時に重要となる設備などを見学する防災ツアーを実施し、移動の難しい高齢者や小さな子供向けには、防災ツアーの様子をオンラインで中継した。

12月1日には、自治会と管理組合で組織する防災委員会のアドバイザーが講師となり、動画でマンションの防災対策を詳しく紹介したほか、スマートフォンの相談会を開いた。

「被災時あなたがまずすること!」と題した動画上映講演会では、QRコードで簡単にアクセスできるようにして住民向けに防災情報を提供していること、停電時には排水を流してはいけないこと、送水が止まるので水や防災食は各戸で用意していくことなど、非常時の対応や備えを紹介し、約40名が熱心に耳を傾けた。

また、スマートフォンの相談会では、相談に来た高齢者1人ひとりに個別で対応し、QRコードの読み取り

方を中心に通話以外の機能について分かりやすく説明して、使い方を覚えてもらうことができた。



防災ツアーの様子



スマートフォン相談会の様子。
「料理のレシピなど、声で材料名を言うだけで教えてください」という説明に、参加者はさっそく試してみて納得の表情。便利で楽しめる機能に驚きを隠さない

事業による 成果・効果

LINE公式アカウント登録者数の増加に加えて、自治会への新規加入も

マンション住民の約35%は高齢者（60歳以上）で、「お茶会の時の話から最近のIT社会で取り残されていることが分かりました」と話す副会長の山野さんは、災害時にも活用するLINE公式アカウントへの登録者数を増やすため、今回の事業を企画。スマートフォン相談会の参加者からは「一人暮らしで使い方を教えてくれる人がいないので、とても助かりました」など、好評を博した。今回の事業を通じ、公式アカウント登録者数が増え、半年間で約300名増加。また、新たに40世帯が入会し、住民間のつながり拡大にも弾みがついた。

事業を振り返って

声

デジタルを活用し、防災力を高めたい

「同じ屋根の下で暮らす住民として、温もりのあるコミュニティづくりを進めていきたい」と副会長の山野さんは語る。自治会のLINE公式アカウントでは、自動返信やクーポン発行などの機能を持たせて、興味を持って閲覧する住民の割合を高めている。登録者数は令和6年5月頃の約700名から、12月までに約1,000名に増えた。普段は区のお知らせやイベント、天気、防犯など地域に密着した情報を配信し、災害時には緊急情報を流す。「デジタルを楽しみながら交流を盛んにして、防災の力を高めていく」ということが共通の目標となっている。



会場の準備をする自治会の皆さん。左から二人目が会長の玉井さん

MEMO

事業の詳細はホームページをご覧ください

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/0000000717.html

地域の底力



東京都の公式LINE

東京都の公式情報をタイムリーにお知らせ



電話相談窓口

03-5388-3166

東京都生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

FAX 03-5388-1331

メール S1121202@section.metro.tokyo.jp

東京都生活文化スポーツ局

令和7年2月 東京都発行 (6) 76号

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

260
古紙パルプ配合率50%再生紙を使用